|  |
| --- |
| №22-55　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和5年2月14日  ***全保協ニュース***  **〔協議員情報〕**  **全　国　保　育　協　議　会**  **TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509**  **ホームページアドレス〔** [**https://www.zenhokyo.gr.jp**](https://www.zenhokyo.gr.jp) **〕** |

－今号の目次－

* 事務連絡「保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し等について」が発出されました・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
* 『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』が設置されました 3

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

* **事務連絡「保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し等について」が発出されました**

令和5年2月10日、厚生労働省から事務連絡「保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し等について」が発出されました（別添資料「1」）。これは、同日開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」にて決定した内容に関し、保育所等における取り扱いについて、自治体宛に周知するものです。

（１）マスク着用の考え方の見直し等について

　同対策本部で2月10日に決定した「マスク着用の考え方の見直し等について」（別添資料「2」）では、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクの着用が下記のとおり見直されました。今般の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して令和5年3月13日から適用するとしています。

|  |
| --- |
| 【マスク着用の考え方の見直しの概要】   * 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取り扱いをあらため、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。 |

そのうえで、特に事業者における対応については、「マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。」としています。

（２）保育所等におけるマスク着用の考え方を見直し

事務連絡では、同日決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（別添資料「4」）の「保育所・認定こども園等における取り組み」において定められた子どものマスク着用に関する取り扱いを除き、上記の事業者の対応が、保育所においても適用されるとしています。

|  |
| --- |
| 【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和5年2月10日変更）  ―（保育所・認定こども園等における取り組み）】   * 2歳未満児のマスク着用は奨めない。 * 2歳以上児についても、マスクの着用は求めない。あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子供や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じることとする。 * 以上のマスクに関する取扱いについては、令和5年3月13日より適用するものとする。 |

（３）卒園式におけるマスクの取り扱い

事務連絡では、卒園式におけるマスクの取り扱いについても示されました。これは、「マスク着用の考え方の見直し等について」の決定を受け、同日、文部科学省から「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）」（別添資料「3」）が発出されたことを踏まえ、保育所等における考え方を示したものです。

|  |
| --- |
| 【「卒業式におけるマスクの取扱い等について」－「1　基本的な考え方」】   * 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。 * 来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要。 |

　事務連絡では、これまでも小学校就学前の子どもについては、マスク着用を一律に求めないとしていますが、（1）のマスクの着用の考え方の見直しが適用される令和5年3月13日より前に保育所等の卒園式を開催する場合は、地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて文部科学省通知で示されている取り扱いを参照するよう求めています。

また、保育所等の職員や来賓、保護者等のマスク着用についても同様に別添資料3で示されている取り扱いに準じることとしています。

令和5年3月13日以降に卒園式を開催する場合には、（1）の見直し後の保育所等におけるマスク着用の考え方に基づき開催することとされています。

なお、保育所等におけるマスクの取り扱いの詳細については、追って「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A（第二十報）」において示される予定です。

事務連絡等の詳細は別添資料「1」～「4」をご参照ください。

* **『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』が設置されました**

人材不足が特に顕著な医療・介護・保育分野において、職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースが発生していることから、２月１日(水)より、各都道府県労働局にこれらの分野の求人者を対象とした特別相談窓口が設置されました。

相談窓口に寄せられた情報を基に、職業紹介事業者に手数料の明示義務違反等がないか把握し、必要な対応を行うこととしています。  
　詳細については、下記、厚生労働省ホームページから周知リーフレットをダウンロードして、ご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30703.html>（外部リンクに飛びます。）

■厚生労働省ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2023年2月 > 2023年2月1日（水）掲載　>『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』を設置しました

また、当該分野の求人者については、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」により、適正と認定した事業者について公表しています。

　下記、制度ホームページをご覧ください。

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>（外部リンクに飛びます。）